

(株式会社千趣会第63期定時株主総会招集ご通知添付書類)

事業報告

(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、上半期は企業業績の好調が続き、景気は堅調に推移したものの個人消費の回復には至らず、下半期は米国経済の不安や原油価格等の高騰、原材料高による物価の上昇など、消費には不透明感が漂っております。流通業界におきましては、このような状況のもとM&Aなどによる再編が進んでおります。通信販売業界におきましては、他の流通業界同様に天候不順による影響など経営環境は極めて厳しくなっております。

当社グループにおきましては、このような状況のもと、『中期経営計画』の最終年度として重点戦略を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、1,567億92百万円（前期比5.8%増）となりました。

一方、利益面に関しましては、売上原価率は上昇いたしました。印刷費などの媒体関連費用等の販売費及び一般管理費比率の低減により営業利益は52億91百万円（前期比15.0%増）となりました。また、経常利益は、受取利息の増加や為替差益等により56億26百万円（前期比7.4%増）となりました。当期純利益につきましては、繰越欠損金の解消による法人税等の発生により24億94百万円（前期比31.2%減）となりました。

事業別概況

(通信販売事業)

カタログ事業と頒布会事業を合わせた通信販売事業の当連結会計年度の売上高は1,456億64百万円（前期比2.6%増）となりました。営業利益は、56億3百万円（前期比18.9%増）となりました。

(その他の事業)

旅行・クレジットなどを主とするサービス事業、運送事業、店舗事業、法人事業及び新たにペット事業などを合わせたその他の事業の当連結会計年度の売上高は、111億28百万円（前期比82.0%増）となりましたが、営業損失は2億93百万円（前期比1億94百万円の損失増）となりました。

(注)当連結会計年度よりセグメントの事業区分を変更しており、前期との比較にあたっては、前期の金額を変更後の区分に組替えて行っております。

企業集団の事業セグメント別売上高

(単位：百万円)

事業の種類別 セグメントの 名称及び品目		第 62 期 平成18年1月1日から 平成18年12月31日まで		第 63 期 平成19年1月1日から 平成19年12月31日まで		前期比増減額 (△は減)	前期比増減率 (△は減)
		金額	構成比	金額	構成比		
通	出版物	870	0.6%	494	0.3%	△376	△43.2%
信	衣料品	53,937	36.4	59,355	37.9	5,418	10.0
販	家庭用品	54,874	37.0	53,496	34.1	△1,377	△2.5
売	趣味用品	25,020	16.9	25,427	16.2	406	1.6
事	その他	7,331	5.0	6,889	4.4	△441	△6.0
業	小計	142,035	95.9	145,664	92.9	3,629	2.6
その他の事業		6,115	4.1	11,128	7.1	5,013	82.0
合計		148,150	100.0	156,792	100.0	8,642	5.8

(注) 本事業報告における事業セグメント別売上高の前期比較につきましては、前連結会計年度の売上高を当連結会計年度のセグメント区分に組替えて比較しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は21億23百万円であります。そのほかにコンピュータシステムの開発費用等として、総額13億79百万円の投資を行っております。

設備投資の主な内容は次のとおりであります。

新本社ビル（仮称） 9億59百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、自己資金に加え、借入金でまかないました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、新たに平成22年12月期（第66期）を最終年度とする『中期経営計画』を策定しております。

『中期経営計画の基本方針』

①チャンネルミックスの推進

前中期経営計画で掲げていた「マルチチャンネルの推進」を更に深化させ、単にチャンネル数を拡大するだけではない本質的なチャンネル融合とスピードアップを目指し、相乗効果を獲得してまいります。

②マルチブランド展開

「ベルメゾン」単一ブランドでは獲得しにくかった年代層の顧客獲得と事業の多角化（商品群、サービス群の拡大）を進めるために、ベルメゾンブランドを無理に利用しベルメゾン自体の価値を毀損しないよう顧客層や扱う商品ジャンルに適したブランドを複数展開させる「マルチブランド戦略」に転換いたします。

③顧客層の拡大

シニアマーケット向け商材や媒体の開発により50代以上の顧客を拡大してまいります。また、20代についても拡大を目指しますが、20代前半は性急な獲得は行わず、他社とのアライアンスやM&Aをベースにインターネット、モバイル、雑誌等のメディア活用により獲得を目指すとともに、20代後半の顧客の獲得を強化し、20代全体として顧客の維持を図ってまいります。

④ S C M（商品供給一連管理）強化

在庫の増大により大幅に悪化したキャッシュフローの改善を最重要課題とし、マネジメント体制の再構築により在庫の効率化（資産効率化）を実施し、S C Mの更なる強化を図ってまいります。

また、当社グループは、企業活動において株主、顧客、従業員、取引先、地域社会といった、様々な利害関係者との調和による企業価値の向上を図るために「コーポレート・ガバナンス（企業統治）」への取組みを必要不可欠なものとして認識し、内部統制システムの整備を行うとともに、透明性の高い経営システムの構築を図り、有効に機能させることが重要であると考えております。

そのため、取締役の監督責任の明確化、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示に努める一方で、内部統制システムの改善と充実を図りながら、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

今後とも、当社グループ一丸となり、更なる企業価値の向上に全力を尽くす所存でございます。

株主の皆様からの一層のご支援、ご鞭撻をお願い申しあげる次第であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第 60 期 (平成16年12月期)	第 61 期 (平成17年12月期)	第 62 期 (平成18年12月期)	第 63 期 (平成19年12月期)
売上高	147,159	145,453	148,150	156,792
経常利益	3,033	3,962	5,240	5,626
当期純利益	1,231	1,267	3,627	2,494
1株当たり 当期純利益(円)	28円81銭	27円44銭	78円81銭	53円60銭
総資産	87,560	92,788	95,508	98,422
純資産	47,135	52,519	55,708	55,955
1株当たり 純資産(円)	1,122円20銭	1,143円12銭	1,207円89銭	1,197円62銭

(注) 第62期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

上記表中「純資産」に関しては、第61期までは資本の部の合計金額を、第62期以降は純資産の部の合計金額を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
千趣会ゼネラルサービス(株)	496 ^{百万円}	100%	旅行業・情報提供サービス業
千趣運輸(株)	99	100	貨物自動車運送業
千趣ロジスコ(株)	95	100	荷造梱包業
千趣会コールセンター(株)	60	100	テレマーケティング業務の企画・実施
千趣会サービス・販売(株)	50	100	顧客対応サービス及びエリアマーケティング

重要な子会社の状況に記載した5社を含み、連結子会社は13社であります。

当連結会計年度の売上高は1,567億92百万円、当期純利益は24億94百万円となりました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、通信販売事業を主たる事業とし、その他の事業として店舗を含む小売事業・旅行業などのサービス事業・運送事業等の関連事業を営んでおります。

(8) 主要な拠点等

当社	本 社	大阪市北区
	東京支社	東京都品川区
千趣会ゼネラルサービス(株)	本 社	大阪市北区
	東京支店	東京都品川区
千趣運輸(株)	本 社	滋賀県野洲市
千趣ロジスコ(株)	本 社	大阪市北区
	鹿沼カンパニー	栃木県鹿沼市
	中部カンパニー	岐阜県可児市
	京都カンパニー	京都府京田辺市
	甲子園カンパニー	兵庫県西宮市
千趣会コールセンター(株)	本 社	大阪市北区
千趣会サービス・販売(株)	本 社	大阪市北区

(9) 従業員の状況

セグメント	従業員数	前期末比増減(△は減)
通信販売事業	989名	107名
その他の事業	215名	153名
全社(共通)	101名	△37名
合計	1,305名	223名

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(社員及び契約社員)であります。
2. その他の事業の従業員数が、当連結会計年度までの1年間において、153人増加しておりますが、その主な理由は、店舗を含む小売事業の拡大等によるものであります。
3. 本事業報告における従業員数の前期比較につきましては、前連結会計年度の従業員数を当連結会計年度のセグメント区分に組替えて比較しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,260 ^{百万円}
株式会社みずほ銀行	720
株式会社三菱東京UFJ銀行	720
住友信託銀行株式会社	300

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 180,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 47,630,393株 |
| (3) 株主数 | 7,109名 |
| (4) 大株主 | |

発行済株式の総数（自己株式を除く）の10分の1以上の株式を保有する株主はおりませんが、当社大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 ブ レ ス ト シ ー プ	3,650千株	7.81%
日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社	3,400	7.28
凸 版 印 刷 株 式 会 社	1,838	3.93
有 限 会 社 左 右 山	1,792	3.84
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,665	3.57
大 日 本 印 刷 株 式 会 社	1,509	3.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,431	3.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,071	2.29
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,019	2.18
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	988	2.12

- (注) 1. 1,000株未満は切り捨てて表示しております。
 2. 出資比率は自己株式（916,195株）を控除して計算しております。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

当社は、投資単位を引き下げて投資家の皆様により投資しやすい環境を整えることにより、流動性の向上と投資家層の拡大を図るため、平成19年5月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

新株予約権の数 499個

目的となる株式の種類及び数 普通株式 499,000株

(新株予約権1個につき1,000株)

会社役員保有する新株予約権の区分別合計

	回次(行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取締役	第2回(1,198円)	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	36個	5名
監査役			14個	2名

(注) 1. 上記は会社法施行前の第59期定時株主総会の決議に基づき交付したものであり、職務執行の対価として交付したものではありません。

2. 社外役員には交付していません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成19年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当又は他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	行 待 裕 弘	
専務取締役	堀 井 紘 一	管掌（法人事業部、ベルマリエ事業室、ルボンディール事業室、Webコミュニティー開発室） 東京支社長
常務取締役	田 川 喜 一	管掌（経営戦略部、マーケティング部、制作企画部、デジタルメディア部、印刷資材部、品質管理部、SCM推進部）
常務取締役	田 辺 道 夫	管掌（ファッション開発部、育児開発部、SCM第一部、美健開発部、デイズニー開発部、マンスリー開発部、ギフト開発部、営業部、創造研究開発室）
常務取締役	澤 本 莊 八	管掌（店舗事業開発部、業務企画部、B I O研究室）
取 締 役	久保田 清	管掌（人事部、情報システム部、法務・審査部、監査部）
取 締 役	藤 由 和 秀	管掌（総務・IR広報部、財務企画部）
取 締 役	朝 田 郁	管掌（リビング開発部、SCM第二部、ベルメゾン生活スタイル研究所） 執行役員 リビング開発部長兼 ベルメゾン生活スタイル研究所長
取 締 役	大 石 友 子	京都学園大学経営学部教授
常勤監査役	鳥 取 捷 二	
常勤監査役	猪 田 義 廣	
監 査 役	小 泉 英 之	公認会計士
監 査 役	森 本 宏	弁護士

- (注) 1. 取締役 大石友子氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 小泉英之及び森本 宏の両氏は、社外監査役であります。
 3. 社外監査役小泉英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役	9名	284百万円
監 査 役	4	37
合 計 (うち社外役員)	13 (3)	321 (19)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において年額4億円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において年額7千万円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
退任監査役 2名 34百万円
5. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

- ・ 監査役小泉英之氏は、日本金銭機械株式会社の社外監査役を兼務しております。
- ・ 監査役森本 宏氏は、日本金銭機械株式会社の社外監査役を兼務しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 大石友子	当事業年度に開催された取締役会21回のうち18回に出席いたしました。大学教授として長年女性の労働問題に精通し、当社の主な顧客である働く女性に関してその見識・経験等を活かし、意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 小泉英之	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、監査役会8回のうち8回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の会計処理並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 森本 宏	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席し、監査役会8回のうち7回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第423条第1項の最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 27百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産

上の利益の合計額 41百万円

(注) ①の報酬等は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分することが困難なため、合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

財務報告に係る内部統制システムの構築の助言等であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号及び第5項の規定に基づき、取締役会において次のとおり、内部統制システムに関する基本方針及びその整備について決議・決定しております。

(1) 内部統制システムに対する基本的な考え方

当社グループは、1. 企業集団の現況に関する事項(4) 対処すべき課題に記載のとおり、企業活動において「コーポレート・ガバナンス」を必要不可欠なものとして認識し、そのために内部統制システムの整備を行い、コンプライアンスの強化、業務執行の効率性向上、リスク管理体制の確立を目指してまいります。また、内部統制システムにつきましては、今回、下記(2)の③及び④に関し、一部内容を見直しましたが、今後も社会要請あるいは環境の変化に対応した見直しを随時行い、その改善と充実を図ってまいります。

(2) 内部統制システムに関する具体的な内容

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員及び従業員に対して、日常の行動指針を明示するとともに、社内でのコンプライアンス教育を適宜実施しております。また、当社において重要なテーマである知的財産権や製造物責任に関しましては、専門部門によるチェック体制をとっております。更に「千趣会グループコンプライアンスポリシー」を制定するとともに、法令や社内規則違反に対し早期に対処するため内部通報制度としての企業倫理ヘルプラインを開設しており、役員及び従業員にコンプライアンス上の問題が生じた場合には、それぞれ監査委員会又は企業倫理コンプライアンス

ス委員会に付議し、審議することとしております。

なお、社長直属の監査部を設置し、業務運営の状況把握と改善を図る目的で内部監査を実施するとともに、社長に報告する体制をとっております。

②取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につきましては、文書取扱規程などに基づき保存・管理を徹底し、重要な機密事項に関しましては、機密文書取扱規程を設け厳重に管理を行っております。また、この情報は、取締役及び監査役がイントラネット（企業内ネットワーク）にて常時閲覧可能な状態にしております。なお、重要な規程の改定は、取締役会の承認を得て実施しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営の根幹に係わるリスクを9つに分類し、各リスクごとに所管部又は委員会を設けることで管理体制を明確にし、問題発生時に迅速に対応する体制を整えたうえで、取締役会のメンバーで構成する「リスク管理統括委員会」に報告する体制をとっております。また、必要に応じ各リスクごとにマニュアルを整備し、具体的な対応が図れる体制をとっております。取締役の不測の事態に対する体制につきしましても規程を定めており、円滑に業務代行が行える体制をとっております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の透明性の向上と監督機能の強化を図るため、社外取締役（非常勤）制度を導入するとともに、経営の意思決定の迅速化と効率化を図り、監督機能と業務執行機能を明確に区分するため、執行役員制度を導入しております。また、「取締役会」とは別に本部長で構成する「本部長会議」を設け、迅速な意思決定を行える体制をとること

としております。更には、新たな組織として「事業本部制」を敷くこととし、原則として、各本部長には執行役員が就任し、役付取締役は管掌取締役として、各本部長の監督・指導を行うこととしております。

一方、社規、決裁事項に関する規程を制定し、取締役会、本部長会議、監査役会等の役割、従業員の職位、職務分担、職務権限、役割、決裁権限等を明確にすることで、業務の効率性を高めることとしております。なお、組織業績のモニタリング・評価指標の策定を効果的に支援するBSC（バランス・スコアカード）を活用する手法を導入し、取締役会によるレビューと結果のフィードバックを実施するシステムを構築しております。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、関係会社管理規程を策定し、子会社の重要な事項については、当社でもチェックを行うとともに、親子会社間の指揮・命令・意思疎通の連携を密にし、指導・助言・評価を行いながらグループ全体としての業務の適正化を図ることとしております。また、監査法人と当社の取締役の間で定例的な会議を実施し、グループ全体の状況について意見交換を行っております。一方、コンプライアンスに関するグループ会社共通の規程を制定し、グループ会社の従業員に対して共通の教育を実施することとしております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会の求めに応じ、監査役専任スタッフ1名を置いております。また監査役専任スタッフの任命及び異動・人事評価・懲戒処分に関し

ては、監査役会の意見を最大限尊重することとしております。

- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、必要に応じ主要な会議に出席し、経営状況その他重要な情報の報告を受けるとともに、各リスク管理委員会や企業倫理ヘルプラインにおける重大な事項その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告することとしております。また、監査役監査の定期的な実施により、取締役、執行役員及び重要な使用人からヒアリングを実施する一方、監査役が閲覧を必要とする資料は、要請によりいつでも閲覧ができるものとしております。更に、内部監査部門が実施した監査結果について監査役に報告することとしております。また、監査役は、代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施しております。

なお、監査役からの要請があれば、監査役が専門家の助言を得られるべく対応することとしております。

7. 会社の支配に関する基本方針

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式の大量の買付けであっても、当社の企業価値の向上・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様

様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、特定の資産や技術のみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値・株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上・株主の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような不適切な株式の大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量買付行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値の向上を実現するため、前「中期経営計画」に引続き、平成20年1月から平成22年12月までの3年間を計画期間とする新たな「中期経営計画」を策定し実行しております。当社は、この「中期経営計画」を着実に実行することが当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の皆様のご期待に応えるところであると確信しております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者及び買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えています。

当社は、これまでも、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において、有効期間を平成19年12月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする平時の買収防衛策として「当社株式の大量買付行為に関する対応策」（以下「現行プラン」といいます。）を導入いたしておりましたが、その後の買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における平時の買収防衛策のあり方につき、その後も検討を進めてまいりました。その結果、平成20年2月15日開催の取締役会において、平成20年3月28日開催予定の第63期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、現行プランを一部改訂し、継続することを決定いたしました（以下、改訂後のプランを「本プラン」といいます）。改訂の概要は、①本プランの発動に関して特別委員会の勧告に基づき、株主総会決議による承認を追加したこと、②買付者の新株予約権も取得することができるようにしたことなどです。

IV. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ. の取組み）について

上記Ⅱ. に記載した各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ. の取組み）について

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みは、①経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する

指針」を完全に充足していること、②本総会において、所定の定款変更を行い、定款の定めに基づき、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続され、かつ、いわゆるサンセット条項が設けられているなど株主の皆様の意思を重視するものであること、③特別委員会を設置していること、④デッドハンド型買収防衛策ではないことなどから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

以 上

連結貸借対照表

(平成19年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(48,224)	流 動 負 債	(41,175)
現金及び預金	3,444	支払手形及び買掛金	11,023
受取手形及び売掛金	11,211	短期借入金	3,000
有価証券	85	未払金	6,423
たな卸資産	19,318	ファクタリング未払金	15,027
繰延税金資産	86	未払費用	2,016
未収入金	9,347	未払法人税等	1,887
為替予約	15	未払消費税等	232
その他	4,967	繰延税金負債	64
貸倒引当金	△254	役員賞与引当金	51
固 定 資 産	(50,197)	販売促進引当金	133
有形固定資産	(25,028)	その他の	1,315
建物及び構築物	10,286	固 定 負 債	(1,291)
機械装置及び運搬具	1,575	繰延税金負債	3
器具及び備品	897	再評価に係る繰延税金負債	764
土地	11,305	退職給付引当金	53
建設仮勘定	962	役員退職慰労引当金	424
無形固定資産	(3,346)	その他の	45
投資その他の資産	(21,823)	負 債 合 計	42,466
投資有価証券	15,573	純 資 産 の 部	
長期貸付金	366	株 主 資 本	(63,020)
保証金及び敷金	1,442	資本金	20,359
繰延税金資産	299	資本剰余金	21,038
その他	4,444	利益剰余金	22,253
貸倒引当金	△302	自己株式	△630
資 産 合 計	98,422	評価・換算差額等	(△7,074)
		その他有価証券評価差額金	486
		繰延ヘッジ損益	△185
		土地再評価差額金	△7,359
		為替換算調整勘定	△16
		少数株主持分	(10)
		純 資 産 合 計	55,955
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	98,422

連結損益計算書

(自 平成19年1月1日
至 平成19年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		156,792
売 上 原 価		80,864
売 上 総 利 益		75,928
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		70,637
営 業 利 益		5,291
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	456	
為 替 差 益	135	
そ の 他	311	904
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	64	
複 合 金 融 商 品 評 価 損 失	212	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	164	
そ の 他	126	568
経 常 利 益		5,626
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	38	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	174	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	121	335
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 及 び 除 却 損	338	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	94	
契 約 解 除 損	265	
子 会 社 整 理 損	331	
補 償 費 用	170	
リ 一 ス 解 約 損	13	1,212
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,749
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		2,069
法 人 税 等 調 整 額		205
少 数 株 主 損 失		△20
当 期 純 利 益		2,494

連結株主資本等変動計算書

(自 平成19年1月1日
至 平成19年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成18年12月31日残高	20,359	20,716	20,889	△1,041	60,923
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,066		△1,066
当期純利益			2,494		2,494
自己株式の取得				△32	△32
自己株式の処分		322		443	765
土地再評価差額の取崩し			58		58
連結範囲の変動及び持分法適用範囲の変動			△122		△122
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	322	1,363	411	2,096
平成19年12月31日残高	20,359	21,038	22,253	△630	63,020

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年12月31日残高	1,336	734	△7,301	△31	△5,261	46	55,708
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,066
当期純利益							2,494
自己株式の取得							△32
自己株式の処分							765
土地再評価差額の取崩し							58
連結範囲の変動及び持分法適用範囲の変動							△122
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△850	△919	△58	15	△1,813	△36	△1,849
連結会計年度中の変動額合計	△850	△919	△58	15	△1,813	△36	247
平成19年12月31日残高	486	△185	△7,359	△16	△7,074	10	55,955

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 連結子会社の数 | 13社 |
| 主要な連結子会社の名称 | 千趣会ゼネラルサービス（株）
千趣運輸（株）
千趣ロジスコ（株）
千趣会コールセンター（株）
千趣会サービス・販売（株） |

前連結会計年度において非連結子会社であった（株）メロディースクウェア、（株）ビーバップスタジオ、（株）ペットファースト及び（株）フューチャーコンパスは、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。さらに、（株）メロディースクウェアは平成19年7月1日において（株）ビーバップスタジオを吸収合併し、商号を（株）B・B・Sに変更しております。

（株）エッチ・ビー・エス研究所は平成18年12月に清算終了したため連結の範囲から除いております。

（株）RGマーケティングは、新規に設立し、連結子会社に含めております。

- | | |
|----------------|--|
| (2) 非連結子会社の数 | 6社 |
| 主要な非連結子会社の名称 | 千趣会香港有限公司 |
| 連結の範囲から除いた理由…… | 上記非連結子会社は、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|---|-----------|
| (1) 持分法を適用した非連結子会社の数 | 4社 |
| 持分法を適用した主要な非連結子会社の名称 | 千趣会香港有限公司 |
| 上海千趣商貿有限公司は、重要性が増したため、当連結会計年度から持分法の適用範囲に含めております。 | |
| (2) 持分法を適用した関連会社の数 | 1社 |
| 持分法を適用した主要な関連会社の名称 | （株）センテンス |
| （株）センテンスは、新規に設立したため、当連結会計年度から持分法の適用範囲に含めております。 | |
| (3) 持分法適用会社のうち、決算日と連結決算日との差異が6ヶ月を超える会社については、連結決算日直近となる当該会社の中間決算日現在の財務諸表を使用しております。 | |

す。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

(株) モバコレ

持分法を適用しない理由……………上記持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券のうち時価のあるものは、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③たな卸資産

主として月別総平均法による低価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 38～50年

機械装置及び運搬具 12年

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

②無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

当社及び連結子会社の役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

③販売促進引当金

販売促進を目的とするマイレージポイント制度に対する費用支出に備えるため、発行されたポイントの未引換額に対し、過去の行使実績率に基づき算出した将来の行使見込額を計上しております。

④退職給付引当金

一部の連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。

⑤役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社の役員及び当社執行役員の退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく連結会計年度末要支給額の100%を引当しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 販売促進費の会計処理

当社は通信販売を行っており、販売促進費のうち、翌連結会計年度の売上高に対応するカタログ関係費用は、前払費用として流動資産の「その他」に含めて計上しております。

(6) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、償却期間を決定した上で、均等償却しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 32,247百万円
3. 保証債務

銀行借入金に対する保証

従業員住宅ローン利用者 35百万円

4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 2,999百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 47,630,393株
- 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年3月29日 定時株主総会	普通株式	460	10	平成18年12月31日	平成19年3月30日
平成19年7月26日 取締役会	普通株式	606	13	平成19年6月30日	平成19年8月31日

- 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年3月28日 定時株主総会	普通株式	653	利益剰余金	14	平成19年12月31日	平成20年3月31日

- 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数
平成16年3月30日開催の定時株主総会の決議によるストックオプション 499,000株

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,197円62銭
- 1株当たり当期純利益 53円60銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成19年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(45,110)	流 動 負 債	(39,369)
現 金 及 び 預 金	1,150	支 払 手 形 金	4,302
受 取 掛 手 形 金	7	買 掛 金	6,407
売 掛 金	10,836	短 期 借 入 金	3,000
商 貯 蔵 品	18,979	未 払 金	6,210
前 払 費 用	114	フ ァ ク タ リ ン グ 未 払 金	15,027
短 期 貸 付 金	2,530	未 払 費 用	1,254
未 収 入 金	297	未 払 法 人 税 等	1,587
為 替 予 約	9,304	未 払 消 費 税 等	125
そ の 他 金	15	預 り 金	615
貸 倒 引 当 金	2,129	役 員 賞 与 引 当 金	35
	△256	販 売 促 進 引 当 金	133
固 定 資 産	(50,829)	繰 延 税 金 負 債	94
有 形 固 定 資 産	(24,386)	そ の 他	572
建 構 物	9,631	固 定 負 債	(1,152)
機 械 及 び 装 置	403	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	764
車 両 運 搬 具	1,508	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	377
器 具 及 び 備 品	9	そ の 他	10
土 地	717	負 債 合 計	40,521
建 設 仮 勘 定	11,153	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	(3,076)	株 主 資 本	(62,464)
の れ ん 権	185	資 本 金	(20,359)
借 地	139	資 本 剰 余 金	(21,038)
ソ フ ト ウ ェ ア	2,062	資 本 準 備 金	19,864
そ の 他	689	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,174
投 資 そ の 他 の 資 産	(23,366)	利 益 剰 余 金	(21,697)
投 資 価 値 証 券	12,534	利 益 準 備 金	1,118
関 係 会 社 株 式	4,696	そ の 他 利 益 剰 余 金	20,578
長 期 貸 付 金	1,245	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	73
繰 延 税 金 資 産	164	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	34
保 証 金 及 び 敷 金	1,136	別 途 積 立 金	13,600
長 期 前 払 費 用	145	繰 越 利 益 剰 余 金	6,871
そ の 他	3,968	自 己 株 式	(△630)
貸 倒 引 当 金	△524	評 価 ・ 換 算 差 額 等	(△7,046)
資 産 合 計	95,939	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	498
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△185
		土 地 再 評 価 差 額 金	△7,359
		純 資 産 合 計	55,418
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	95,939

損 益 計 算 書

(自 平成19年1月1日)
至 平成19年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		152,367
売 上 原 価		79,903
売 上 総 利 益		72,463
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		67,851
営 業 利 益		4,611
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	741	
為 替 差 益	135	
そ の 他	251	1,127
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	64	
複 合 金 融 商 品 評 価 損	194	
そ の 他	116	375
経 常 利 益		5,364
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	37	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	174	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	167	379
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 及 び 除 却 損	334	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	94	
子 会 社 整 理 損	331	
補 償 費 用	170	
リ ー ス 解 約 損	13	943
税 引 前 当 期 純 利 益		4,800
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,619
法 人 税 等 調 整 額		282
当 期 純 利 益		2,898

株主資本等変動計算書

(自 平成19年1月1日)
(至 平成19年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	主 利 益 剰 余 金				利益剰余金計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成18年12月31日残高	20,359	19,864	852	20,716	1,118	76	38	13,600	4,973	19,807	△1,041	59,841
事業年度中の変動額												
固定資産圧縮積立金の取崩し						△3			3	—		—
海外投資等損失準備金の繰入							4		△4	—		—
海外投資等損失準備金の取崩し							△9		9	—		—
剰余金の配当									△1,066	△1,066		△1,066
当期純利益									2,898	2,898		2,898
自己株式の取得											△32	△32
自己株式の処分			322	322							443	765
土地再評価差額金の取崩し									58	58		58
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	—	—	322	322	—	△3	△4	—	1,897	1,889	411	2,622
平成19年12月31日残高	20,359	19,864	1,174	21,038	1,118	73	34	13,600	6,871	21,697	△630	62,464

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年12月31日残高					54,638
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩し					—
海外投資等損失準備金の繰入					—
海外投資等損失準備金の取崩し					—
剰余金の配当					△1,066
当期純利益					2,898
自己株式の取得					△32
自己株式の処分					765
土地再評価差額金の取崩し					58
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△865	△919	△58	△1,843	△1,843
事業年度中の変動額合計	△865	△919	△58	△1,843	779
平成19年12月31日残高	498	△185	△7,359	△7,046	55,418

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式は、移動平均法による原価法により、その他有価証券のうち時価のあるものは、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) たな卸資産

月別総平均法による低価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	38～50年
機械及び装置	12年

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上していません。

(3) 販売促進引当金

販売促進を目的とするマイレージポイント制度に対する費用支出に備えるため、発行されたポイントの未引換額に対し、過去の行使実績率に基づき算出した将来の行使見込額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額100%を引当しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 販売促進費の会計処理

当社は通信販売を行っており、販売促進費のうち、翌期の売上高に対応するカタログ関係費用は前払費用に含めて計上しております。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 31,693百万円
- 保証債務
銀行借入金に対する保証
従業員住宅ローン利用者 35百万円
- 関係会社に対する短期金銭債権 553百万円
関係会社に対する長期金銭債権 880百万円
関係会社に対する短期金銭債務 167百万円
- 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。
再評価を行った年月日 平成12年3月31日
再評価を行った土地の当期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 2,999$ 百万円

損益計算書に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 関係会社との取引高
売上高 89百万円
営業費用 13,255百万円
営業取引以外の取引高 494百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 916,195株

税効果会計に関する注記

- 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

(1) 流動の部	百万円	(2) 固定の部	百万円
<u>繰延税金資産</u>		<u>繰延税金資産</u>	
販売促進費	260	繰延ヘッジ損益	421
未払賞与	212	投資有価証券	161
未払事業税	140	投資有価証券評価損	158
その他の	265	役員退職慰労引当金	152
<hr/>		その他の	976
繰延税金資産合計	879	<hr/>	
		繰延税金資産小計	1,870
<u>繰延税金負債</u>		<u>評価性引当額</u>	
販売促進費認定損	762		883
繰延ヘッジ損益	210	<hr/>	
その他の	1	繰延税金資産合計	986
<hr/>			
繰延税金負債合計	973	<u>繰延税金負債</u>	
<hr/>		投資有価証券	609
繰延税金負債の純額	94	繰延ヘッジ損益	139
		その他の	73
		<hr/>	
		繰延税金負債合計	821
		<hr/>	
		繰延税金資産の純額	164

2. 再評価に係る繰延税金負債の内訳	
<u>繰延税金資産</u>	百万円
再評価に係る繰延税金資産	3,429
<u>評価性引当額</u>	3,429
再評価に係る繰延税金資産合計	—
<u>繰延税金負債</u>	百万円
再評価に係る繰延税金負債	764
再評価に係る繰延税金負債の純額	764

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上している固定資産の他、器具及び備品等の一部については所有権移転外ファイナンスリース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,186円32銭
2. 1株当たり当期純利益	62円26銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年2月12日

株式会社 千 趣 会
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 竹川 清 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 藤原祥孝 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 廣田壽俊 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社千趣会の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千趣会及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年 2月12日

株式会社 千 趣 会
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 竹川 清 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 藤原祥孝 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 廣田壽俊 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社千趣会の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについて、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年2月15日

株式会社 千趣会 監査役会

常勤監査役	鳥取捷二	ⓐ
常勤監査役	猪田義廣	ⓐ
社外監査役	小泉英之	ⓐ
社外監査役	森本宏	ⓐ

以上